

○高松市奨学生等選考委員会条例

平成29年12月27日

条例第38号

高松市奨学生等選考委員会条例

(設置)

第1条 奨学生及び入学準備金貸付者を選考するため、高松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、高松市奨学生等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部をいう。
- (2) 奨学生 高松市奨学金支給条例（昭和36年高松市条例第21号）の規定による奨学金の支給を受ける者をいう。
- (3) 入学準備金 高等学校等の入学に要する入学金その他の費用をいう。
- (4) 保護者 高等学校等に入学を希望する者の親権者又は未成年後見人その他これらに準ずる者をいう。
- (5) 入学準備金貸付者 高松市高等学校等入学準備金貸付条例（昭和46年高松市条例第15号）の規定による入学準備金の貸付けを受ける保護者をいう。

(所掌事項)

第3条 選考委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 奨学生の選考に関すること。
- (2) 入学準備金貸付者の選考に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、選考委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 選考委員会は、委員4人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 中学校の校長及び高等学校の校長
- (2) 民生委員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、前条の規定による任命又は委嘱の日から当該任命又は委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。ただし、選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高松市奨学金支給条例の一部改正)

3 高松市奨学金支給条例（昭和36年高松市条例第21号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高松市高等学校等入学準備金貸付条例の一部改正)

4 高松市高等学校等入学準備金貸付条例（昭和46年高松市条例第15号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)